

【経済産業委員会】

(1) 審議概観

第155回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出10件であり、いずれも可決した。また、前国会から継続審査となっていた参議院議員提出1件は継続審査とした。また、本委員会付託の請願4種類45件は、いずれも保留とした。

〔法律案の審査〕

知的財産基本法案は、近年、我が国が低廉な労働コストや生産技術の向上等を背景にしたアジア諸国の急速な追い上げを受ける中で、今後とも世界で確固たる地位を維持していくためには、創造力豊かな人材を育成し、優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、ブランド、コンテンツなどの知的財産を戦略的に創造、保護、活用することにより、産業の国際競争力を強化し、活力ある経済社会の実現を図る、いわゆる知的財産立国を目指すことが不可欠とされており、このため、本年2月に内閣総理大臣、関係閣僚及び有識者からなる知的財産戦略会議が設置され、同年7月に策定された知的財産戦略大綱の中で、知的財産基本法を遅くとも2003年の通常国会までに提出することが明記されたことを受けて、今国会に提出されたものである。

本法律案の主な内容は、第1に、知的財産の定義として、発明、著作物など人間の創造的活動により生み出されるもの、商標など商品等を表示するもの及び営業秘密など事業活動に有用な技術上又は営業上の情報を定める、第2に、基本理念として、知的財産に関する施策の推進は、国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、我が国産業の国際競争力の強化及びその持続的発展に寄与すべきことを規定する、第3に、基本的施策として、大学等における研究開発の推進、特許権等の権利付与の迅速化、訴訟手続の充実及び迅速化、国内及び国外における権利侵害への措置、新分野における知的財産の保護、専門的知識を有する人材の確保等を規定する、第4に、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画について、施策の具体的な目標や達成の時期を付すべきこと等を規定する、第5に、推進体制として、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣総理大臣を本部長とする知的財産戦略本部を設置する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、大学・企業等における研究開発の在り方、海外の模倣品・海賊版等の知的財産侵害への対策、弁護士・弁理士等の知的財産関連人材の充実策等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、本法律案は多数をもって原案どおり可決された。なお、6項目の附帯決議が付された。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、不良債権処理の進展等に伴い、やる気と能力のある中小企業に対する円滑な資金供給に支障が生じないように、中小企業金融のセーフティネットを一層充実するため、金融機関の相当程度の経営合理化に伴って借入れが減少している中小企業者、整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のある者を経営安定関連保証の対象に加えるとともに、法的再建手続において再生計画が認可された中小企業者等に対する保証制度を創設するため、信用保証協会の保証割合について所要の措置を講じようとするものである。

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案は、創業、新事業等新たな事業活動に挑戦する中小企業等を積極的に支援するため、第1に、中小企業等協同組合法を改正し、企業組合の組合員資格を個人に加えて、企業や有限責任組合の参加を可能とするとともに、従事比率及び組合員比率を緩和する、第2に、中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律を改正し、有限責任組合の投資対象を有限会社や企業組合にも拡大する、第3に、新事業創出促進法を改正し、新たに創業する者について、株式会社の場合は1,000万円、有限会社の場合は300万円という商法・有限会社法の最低資本金の制限を受けない会社の設立を認める等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、セーフティネット保証拡充措置の弾力的運用、信用保険財政の基盤強化策、創業・ベンチャー支援の在り方等について質疑が行われ、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致で原案どおり可決された。なお、両法律案に対して5項目の附帯決議が付された。

独立行政法人日本貿易振興機構法案、情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、独立行政法人中小企業基盤整備機構法案は、特殊法人等整理合理化計画を実施する一環として、経済産業省の所管する6つの特殊法人及び認可法人、すなわち日本貿易振興会、情報処理振興事業協会、新エネルギー・産業技術総合開発機構、中小企業総合事業団、地域振興整備公団及び産業基盤整備基金に関し、法人を解散するとともにその設立根拠法を廃止し、又はその事業を見直した上で残る事業を担わせるため、4つの独立行政法人、すなわち日本貿易振興機構、情報処理推進機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構及び中小企業基盤整備機構を設立し、それぞれの独立行政法人個別法案において、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。なお、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金の解散、機械類信用保険法の廃止等については、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案において定められている。

委員会においては、5法案を一括して議題とし、機構の業務内容見直しの必要性、業績評価の在り方、工業団地の売れ残りへの対応等について、質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、順次採決の結果、5法案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、5法案に対して6項目の附帯決議が付された。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案は、原子力発電所の自主点検作業に係る不正な記載や原子炉格納容器の定期検査における不正な操作の問題に対応するため、第1に、電気事業法を改正し、①事業者の自主点検を定期自主検査として法律上位置付け、事業者に対し当該検査を実施すること、②設備の健全性評価を行い、その結果の記録、保存及び定期自主検査の実施体制の審査を義務付けること、③原子力発電所の保守点検を行った事業者に対し、報告又は資料の提出をさせること、④経済産業大臣は原子力安全委員会に対し、規制の実施状況について報告すること等の措置を講ずるとともに、第2に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律を改正し、①原子力発電所以外の原子力施設についても、保守点検を行った事業者に対し報告させること、②罰則を強化すること、③主務大臣は原子力安全委員会に対

し保安規定等の実施状況について報告すること等の措置を講じようとするものである。

なお、衆議院において、経済産業大臣等が原子力安全委員会に行う報告は四半期ごとに行うものとする事、**「自主検査」**の用語を**「事業者検査」**に改めること等の修正が行われた。

独立行政法人原子力安全基盤機構法案は、本年3月に閣議決定された「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に沿って、原子力安全規制のさらなる効率的かつ的確な実施を図るため、独立行政法人原子力安全基盤機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、不正問題が生じた理由及び再発防止策、維持基準の導入に当たっての課題、今後の安全規制体制の在り方等について質疑が行われ、日本共産党による反対討論の後、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

10月31日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査のうち、東京電力原子力発電所における不正記録問題等に関する件を議題とし、政府参考人から説明を聴取した後、原子力安全委員会の勧告を受けての経済産業大臣の所見、東電原発における29件の不正事案について申告（情報提供）から事実解明まで2年以上を要した理由、福島第一原発1号機の格納容器漏えい率検査における不正に関して想定される安全性への影響、29件の不正事案発生の原因と再発防止策に係る東電社長の所見、格納容器漏えい率検査における不正について平成3、4年以外の時期に不正が行われていないとする根拠、原子力安全規制における独立機関の必要性、原子力発電所の技術基準において維持基準がこれまで導入されてこなかった理由、原子力安全・保安院が申告者の氏名に関する情報を東電に明らかにした経緯、プルサーマル計画を含む今後の原子力政策の方向性、再発防止に向けた政府の取組、原子力安全規制当局における人的増員の必要性、原子力を支える人材育成の必要性、不正の指示者等の事案の全容解明及びデータの全面公開の必要性、経済産業大臣が申告の事実を知った時期、原子炉の停止によるエネルギー供給への影響、今回の事案に係る原子力安全委員会の責任等について質疑が行われた。

11月7日、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を議題とし、不良債権処理の進め方とデフレ対策との関係、中小企業の構造改革の在り方、製造業の設備老朽化対策の必要性、エネルギー特別会計における歳入・歳出構造の見直し、燃料課税対象として石炭を加えることと環境税との関係、今後の原子力政策についての基本姿勢、原子力安全対策に係る大臣通達と検査体制との関係、自動車の排出ガス規制によるユーザー負担増大とその支援策、生活困窮者に対する電気・ガス料金の減免制度創設の必要性、景気の現状認識と需要創出に向けた取組、厳冬期に向けた電力の確保等について質疑が行われた。

(2) 委員会経過

○平成14年10月29日（火）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

○平成14年10月31日（火）（第2回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 東京電力原子力発電所における不正記録問題等に関する件について政府参考人から説明を聴いた後、平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、政府参考人及び参考人東京電力株式会社取締役社長勝俣恒久君に対し質疑を行った。

○平成14年11月7日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 不良債権処理に関する件、デフレ対策に関する件、エネルギー関連税制に関する件、原子力政策に関する件、自動車の排出ガス規制対策に関する件、税制改正による経済活性化に関する件等について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、根本内閣府副大臣、小林財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月12日（火）（第4回）

- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）
中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月14日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）
中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）（衆議院送付）
以上両案について平沼経済産業大臣、木村厚生労働副大臣、小林財務副大臣、西川経済産業副大臣、根本内閣府副大臣、伊藤内閣府副大臣、西川経済産業大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。
（閣法第67号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし
（閣法第68号）賛成会派 自保、民主、公明、共産、国連
反対会派 なし
なお、両案について附帯決議を行った。

○平成14年11月19日（火）（第6回）

- 知的財産基本法案（閣法第1号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年11月21日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 知的財産基本法案（閣法第1号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、渡辺厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

○平成14年11月26日（火）（第8回）

- 知的財産基本法案（閣法第1号）（衆議院送付）について参考人東京大学名誉教授小柴昌俊君、三菱電機株式会社代表取締役社長野間口有君及び弁護士・弁理士・知的財産戦略会議委員松尾和子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 知的財産基本法案（閣法第1号）（衆議院送付）について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、西川経済産業副大臣、太田農林水産副大臣、桜田経済産業大臣政務官、西川経済産業大臣政務官、中野法務大臣政務官、渡辺厚生労働大臣政務官、高木国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第1号）賛成会派 自保、民主、公明、国連

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○平成14年11月28日（木）（第9回）

- 独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）（衆議院送付）
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（閣法第46号）
（衆議院送付）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
以上5案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成14年12月3日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）（衆議院送付）
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）（衆議院送付）
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（閣法第45号）（衆議院送付）
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（閣法第46号）
（衆議院送付）
独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（閣法第47号）（衆議院送付）
以上5案について平沼経済産業大臣、高市経済産業副大臣、桜田経済産業大臣政務官、西川経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第43号) 賛成会派 自保、民主、公明
 反対会派 共産、国連
- (閣法第44号) 賛成会派 自保、公明
 反対会派 民主、共産、国連
- (閣法第45号) 賛成会派 自保、民主、公明
 反対会派 共産、国連
- (閣法第46号) 賛成会派 自保、民主、公明
 反対会派 共産、国連
- (閣法第47号) 賛成会派 自保、公明
 反対会派 民主、共産、国連

なお、5案について附帯決議を行った。

○平成14年12月5日(木)(第11回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

独立行政法人原子力安全基盤機構法案(閣法第71号)(衆議院送付)

以上両案について平沼経済産業大臣から趣旨説明を、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君から説明を聴き、参考人財団法人原子力安全研究協会理事長・前原子力安全委員会委員長佐藤一男君、全国原子力発電所所在市町村協議会会長・福井県敦賀市長河瀬一治君及び東京大学大学院工学系研究科教授班目春樹君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成14年12月10日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第70号)(衆議院送付)

独立行政法人原子力安全基盤機構法案(閣法第71号)(衆議院送付)

以上両案について修正案提出者衆議院議員田中慶秋君、平沼経済産業大臣、西川経済産業副大臣、高市経済産業副大臣、渡海文部科学副大臣、西川経済産業大臣政務官、桜田経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

- (閣法第70号) 賛成会派 自保、民主、公明、国連
 反対会派 共産
- (閣法第71号) 賛成会派 自保、民主、公明
 反対会派 共産、国連

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成14年12月12日（木）（第13回）

- 請願第199号外44件を審査した。
- 下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案（第154回国会参第5号）の継続審査要求書を提出することを決定した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

知的財産基本法案（閣法第1号）

【要旨】

本法律案は、我が国産業の国際競争力の強化を図ることの必要性が増大している状況にかんがみ、知的財産の創造、保護及び活用に関し、その基本理念、国等の責務その他基本となる事項を定めるとともに、知的財産戦略本部を設置すること等により、知的財産に関する施策を集中的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 定義

- (1) 「知的財産」とは、①発明、考案、植物新品種、意匠、著作物その他人間の創造的活動により生み出されるもの、②商標、商号その他事業活動に用いられる商品又役務を表示するもの、③営業秘密その他事業活動に有用な技術上又は営業上の情報をいう。
- (2) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、商標権その他知的財産に関して法令により定められた権利又は法律上保護される利益に係る権利をいう。

2 基本理念

知的財産の創造、保護及び活用に関する施策の推進は、①国民経済の健全な発展及び豊かな文化の創造、②我が国産業の国際競争力の強化及び持続的な発展に寄与するものとなるよう行われなければならない。

3 責務・連携の強化

国は、基本理念にのっとり、施策を策定、実施し、地方公共団体は、区域の特性を生かした自主的な施策を策定、実施する責務を有するほか、国は、国、地方公共団体、大学等及び事業者が相互に連携し、知的財産の創造、保護及び活用の効果的な実施が図られるよう、必要な施策を講ずる。

4 基本的施策

国は、次の事項について必要な施策を講ずる。

- (1) 大学等における研究開発の推進及び研究成果の移転の促進
- (2) 特許権等知的財産権の権利付与の迅速化
- (3) 知的財産紛争に係る訴訟手続の充実及び迅速化
- (4) 国内外における我が国の知的財産権侵害に対する措置
- (5) 各国政府との協力による知的財産に係る国際的な制度の構築
- (6) 生命科学等新分野における知的財産の保護
- (7) 事業者が知的財産を有効かつ適正に活用することができる環境整備
- (8) 知的財産に関する内外動向の調査・分析等の情報提供
- (9) 知的財産に関する教育・学習の振興及び知識の普及
- (10) 知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保・養成及び資質の向上

5 知的財産戦略本部

- (1) 知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、内閣に、知的財産戦略本部を置く。

(2) 知的財産戦略本部は、次の事務をつかさどる。

イ 知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下「推進計画」という。）を作成し、その実施を推進すること。

ロ イのほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進並びに総合調整に関すること。

(3) 知的財産戦略本部長は内閣総理大臣、副本部長は国务大臣、本部員は本部長及び副本部長以外の国务大臣及び有識者を充てる。

6 推進計画

推進計画には、次の事項を定める。

(1) 知的財産の創造、保護及び活用のために政府が集中的かつ計画的に実施すべき施策に関する基本的な方針

(2) 知的財産の創造、保護及び活用に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 知的財産に関する教育の振興及び人材の確保等に関し政府が集中的かつ計画的に講ずべき施策

(4) 前3項目のほか、知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を政府が集中的かつ計画的に推進するために必要な事項

7 施行期日等

(1) この法律は、公布の日から3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(2) この法律の施行後3年以内に、施行状況に検討を加え、結果に基づき必要な措置を講ずる。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

1 「知的財産立国」実現に向けた知的財産戦略を具体化する推進計画を早急に策定するとともに、本法により内閣に設置される知的財産戦略本部がその実現に向けた諸施策を一体的かつ集中的に推進できるよう体制整備を行うこと。

この場合において、知的財産関連産業の健全な発展を図るため、その育成及び振興に努めること。

2 知的財産の創造が、人間の精神活動によるものであることにかんがみ、著作者・発明者を含む知的創造者個人について企業との実質的な公平が図られるよう施策を検討すること。

3 特許権等の的確かつ迅速な権利付与を実現するため、特許庁審査官の大幅な増員、外部調査機関の整備・拡充、外部人材の活用等を含めた審査体制の整備強化に最大限努めるとともに、出願人のトータルとしての経済的負担が権利化手続の障害とならないよう配慮すること。

4 知的財産の的確かつ迅速な保護が図られるよう、地方裁判所や高等裁判所における知的財産に係る訴訟を専門的に処理するための体制の一層の強化、侵害訴訟業務などの実績を踏まえての訴訟代理権の更なる拡大の検討を含めた弁理士の積極的活用等訴訟手続の充実を図るとともに、裁判外紛争処理制度の充実により、地域の利便性にも配慮した的確かつ迅速な知的財産の保護ができる環境の整備に努めること。

- 5 知的財産に係る人材育成については、「知的財産のための専門職大学院」構想の関連において、弁理士をはじめ知的財産に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために早急に具体的検討を行うこと。
- 6 海外における知的財産権の侵害によって我が国産業が甚大な損害を被っている現状にかんがみ、知的財産制度の普及・拡充や模倣品・海賊版対策に我が国がアジア地域において中心的な役割を担うよう積極的に取り組むとともに、製造国等に対する直接または国際機関を通じた働きかけを行うこと。
右決議する。

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、日本貿易振興会を解散して独立行政法人日本貿易振興機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）は、我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。
- 2 機構の資本金は、政府から出資があったものとされた金額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事6人以内を置くことができる。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 機構は、1の目的を達成するため、貿易に関する調査及び成果の普及、我が国産業及び商品の紹介・宣伝、貿易取引のあっせん、博覧会・見本市の開催・参加、アジア地域の経済事情等に関する資料収集・調査研究等の業務を行う。
- 5 中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 6 経済産業大臣は、我が国及び国際経済社会の健全な発展が阻害され、又は阻害されるおそれがある場合において、機構の業務を貿易の振興に係る政府の方針と整合的なものとするため緊急の必要があると認めるときは、機構に対し、機構の業務に関し必要な措置を求めることができる。
- 7 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣、経済産業省、経済産業省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 この法律は、一部を除き公布の日から施行する。
- 10 日本貿易振興会は、機構の成立時において解散する。また、日本貿易振興会の権利及び義務の承継等について規定する。

【独立行政法人日本貿易振興機構法案等5法律案に対する附帯決議】

政府は、右各法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 特殊法人等の独立行政法人への移行に当たっては、自律的、効率的に運営を行うという独立行政法人制度の趣旨が充分発揮されるよう、その運用に万全を期すこと。
- 2 独立行政法人への移行後においても、民間に委ねられるものは民間に委ねるなど、事務・事業や組織の見直しを行い、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 3 独立行政法人の長の選任においては、当該分野に造詣の深い適切な人材を広く内外から起用するよう充分配慮すること。その他の役員の選任についても同様とすること。
- 4 独立行政法人の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、法人及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、主務大臣は、独立行政法人の役職員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較ができる形で分かりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 5 独立行政法人が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
- 6 独立行政法人等への移行に当たっては、これまで維持されてきた当該特殊法人等の職員との雇用の安定を含む良好な労働関係に配慮すること。
右決議する。

情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第44号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、情報処理振興事業協会を解散して独立行政法人情報処理推進機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるとともに情報処理技術者試験の実施に関する事務を同機構に行わせるために必要な事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）は、プログラムの開発及び利用の促進、情報処理に関する安全性及び信頼性の確保、情報処理サービス業等を営む者に対する助成並びに情報処理に関して必要な知識及び技能の向上に関する業務を行うことにより、情報処理の高度化を推進することを目的とする。
- 2 機構の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、理事2人以内を置くことができる。また、理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 機構は、1の目的を達成するため、プログラムの開発・普及、債務保証、情報処理システムの安全性及び信頼性に関する技術上の評価、情報処理に関する調査及び成果の普

及、情報関連人材育成、情報処理技術者試験等の業務を行う。

- 5 機構は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するとともに、各勘定における中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 6 機構は、債務保証を行うための信用基金を設ける。
- 7 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣、経済産業省、経済産業省令とする。
- 8 所要の罰則規定を設ける。
- 9 経済産業大臣は、機構に、情報処理技術者試験の実施に関する事務を行わせることができる。
- 10 この法律は、一部を除き平成16年1月5日から施行する。
- 11 情報処理振興事業協会は、機構の成立時において解散する。また、情報処理振興事業協会の権利及び義務の承継等について規定する。

【附帯決議】

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案（閣法第45号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、新エネルギー・産業技術総合開発機構を解散して独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）は、石油代替エネルギー技術及びエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業の技術に関し、民間能力を活用して行う研究開発、民間において行われる研究開発の促進、これらの技術の利用の促進等の業務を国際的に協調しつつ総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその企業化の促進を図り、もって内外の経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保並びに経済及び産業の発展に資することを目的とする。
- 2 機構の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。また、機構は出資に対し、出資証券を発行する。
- 3 機構に、役員として、理事長及び監事2人を置くとともに、副理事長1人及び理事5人以内を置くことができる。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 機構は、1の目的を達成するため、石油代替エネルギー及びエネルギー使用合理化のための技術開発、鉱工業技術研究開発及びその助成、石油代替エネルギー及びエネルギーの使用合理化技術の海外における実証、導入資金への助成及び情報収集、鉱工業技術に係る技術者養成及び研修、鉱工業基盤技術の試験研究、福祉用具に係る技術の向上に資

するものの助成、新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務保証、特定アルコール販売等の業務を行う。

- 5 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、金融機関等に対し、新エネルギー利用等に必要資金に係る債務保証の業務の一部を委託することができる。
- 6 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を、機構が交付する補助金について準用する。
- 7 機構は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するとともに、各勘定における中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣、経済産業省、経済産業省令とする。
- 9 所要の罰則規定を設ける。
- 10 この法律は、一部を除き公布の日から施行する。
- 11 新エネルギー・産業技術総合開発機構は、機構の成立時において解散する。また、新エネルギー・産業技術総合開発機構の権利及び義務の承継等について規定する。
- 12 探鉱貸付経過業務、研究基盤出資経過業務等について所要の規定を置く。

【附帯決議】

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案（閣法第46号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金を解散するとともに、地域振興整備公団の業務の一部を廃止し、これらの法人の関連する権利及び義務を独立行政法人中小企業基盤整備機構に承継する等の措置を講ずることとし、あわせて機械類信用保険法を廃止し、所要の経過措置を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法を廃止する。
- 2 地域振興整備公団法を一部改正し、地域振興整備公団の業務規定のうち、工業再配置業務及び産炭地域経過業務の規定を削るとともに、区分経理、主務大臣その他の規定中これらの業務に関連する部分を削る等の規定の整備を行う。
- 3 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法を一部改正し、産業基盤整備基金に関する規定を削るとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）の行う特定産業基盤施設整備促進業務の規定を設ける。
- 4 この法律は、一部を除き8に規定する法律の施行の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。また、機械類信用保険法の廃止規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 5 中小企業総合事業団は、この法律の施行時において解散する。また、中小企業総合事業団の権利及び義務の承継等について規定する。

- 6 産業基盤整備基金は、機構の成立時において解散する。また、産業基盤整備基金の権利及び義務の承継等について規定する。
- 7 機構が承継する地域振興整備公団の権利及び義務等について規定する。
- 8 政府は、平成16年3月31日までに、中小企業信用保険等の業務を、別に法律で定めるところにより、中小企業金融公庫又は中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人として設立される法人に行わせるため、必要な措置を講ずる。
- 9 権利及び義務の承継に伴う経過措置、機械類信用保険法の廃止に伴う経過措置等について規定する。

【附帯決議】

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法案（閣法第47号）

【要旨】

本法律案は、特殊法人等改革基本法に基づく特殊法人等整理合理化計画を実施するため、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律に基づき中小企業総合事業団及び産業基盤整備基金が解散し、並びに地域振興整備公団がその業務の一部を廃止することに伴い、独立行政法人中小企業基盤整備機構を設立することとし、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）は、中小企業者その他の事業者の事業活動に必要な助言、研修、資金の貸付け、出資、助成及び債務の保証、地域における施設の整備、共済制度の運営等の事業を行い、もって中小企業者その他の事業者の事業活動の活性化のための基盤を整備することを目的とする。
- 2 機構の資本金は、政府及び政府以外の者から出資があったものとされた金額の合計額とする。政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。
- 3 機構に、役員として、理事長及び監事3人を置くとともに、副理事長1人及び理事8人以内を置くことができる。また、理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。
- 4 機構は、1の目的を達成するため、創業及び経営革新支援のための出資、中小企業者の事業活動への助言、中小企業大学校における人材養成及び研修、小規模企業共済事業、中小企業倒産防止共済事業、中小企業者の行う連携及び共同化事業並びに集積活性化に必要な設備資金の貸付け、インキュベーション施設の整備、新事業創出促進法等に基づく債務保証等の業務を行う。
- 5 機構は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に対し、資金の貸付け等の業務の一部を委託することができる。
- 6 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定を、機構が交付する助成金について準用する。

- 7 機構は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理するとともに、各勘定における中期目標の期間の終了時における積立金の取扱いについて所要の規定を置く。
- 8 機構は、債務保証を行うための信用基金を設ける。
- 9 機構は、経済産業大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は中小企業基盤整備債券を発行することができる。
- 10 機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣及び一部の業務に関する事項については財務大臣、経済産業省、主務大臣の発する命令とする。
- 11 所要の罰則規定を設ける。
- 12 この法律の施行日は、一部を除き、政府が、平成16年3月31日までに中小企業信用保険等の業務を、中小企業金融公庫又は中小企業金融公庫の権利及び義務を承継する法人に行わせるのに必要な措置を講ずるために定める法律の施行の日から施行する。
- 13 機構は、独立行政法人通則法第17条の規定に関わらず、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の時に成立する。
- 14 機構は、4の業務以外に工業再配置業務、産炭地域経過業務等の特例の業務を行う。

【附帯決議】

独立行政法人日本貿易振興機構法案（閣法第43号）と同一内容の附帯決議が行われている。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第67号）

【要旨】

本法律案は、最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業に対する事業資金供給の一層の円滑化を図るため、中小企業信用補完制度を充実させようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 経営安定関連保証の対象の拡大
金融機関の支店の削減等相当程度の経営合理化に伴って借入れが減少している中小企業者、及び整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性のある者を経営安定関連保証（セーフティネット保証）の対象に加える。
- 2 信用保険の対象となる信用保証協会の保証形態の拡大
法的再建手続において再生計画が認可された中小企業者に対する保証制度（事業再生保証制度）を創設するため、信用保険の対象となる信用保証協会の保証割合について、部分保証を導入するための措置を講ずる。
- 3 施行期日
この法律は、一部を除き、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【中小企業信用保険法の一部を改正する法律案及び中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本改正で講じられるいわゆるセーフティネット保証の拡充措置については、不良債権処理の加速化及び地域金融機関の再編・合理化が中小企業者に及ぼす影響の重大性にか

んがみ、中小企業者の実情を踏まえ、連鎖倒産を回避するため、積極的かつ柔軟な運用に努めること。

また、金融機関等における債務者区分については、中小企業の実態に配慮し、金融検査マニュアル別冊（中小企業融資編）の適切な運用に努めること。

- 2 整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者に対するセーフティネット保証及び事業再生保証の運用に当たっては、再生可能性のある中小企業者を少しでも多く再生させる観点から、中小企業者の特性を十分尊重した認定要領を策定し、整理回収機構の企業再生機能の強化を促すとともに、信用保証協会による保証の充実に努めること。また、広く制度の周知徹底に努め、民間金融機関による事業再生融資を呼び込めるよう、最大限努力すること。
- 3 中小企業総合事業団の信用保険財政がますます悪化を深める状況は、中小企業者を支える信用補完制度の存立を危うくするものである。よって、将来に向けての同事業団の保険の財政基盤を強化するために諸対策を講ずること。
- 4 中小企業者の創業、新事業などの新たな事業活動への挑戦を支援するため、中小企業税制の見直し、所要資金の確保及びベンチャー・キャピタリスト等民間専門家の質・量の強化を含めた総合的な支援策を講じるほか、意欲ある中小企業等の事業活動の機会が増加するよう、引き続き規制緩和の推進に取り組むこと。
- 5 簡易な会社ともいべき企業組合の創業促進を図るため、制度の周知徹底と企業組合の認知度向上に努めるとともに、起業に際しての負担軽減の観点から、ワンストップ・サービス化を進め、各種申請手続の簡素化・迅速化等に向けて今後とも環境整備に努めること。

右決議する。

中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案（閣法第68号）

【要旨】

本法律案は、我が国経済の活性化のためには中小企業等が行う新たな事業活動を一層促進することが重要であることにかんがみ、企業組合の組織の活性化、中小企業等の資金調達の円滑化及び中小企業の設立の容易化を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 中小企業等協同組合法の一部改正

(1) 企業組合の組合員資格の追加

イ 企業組合の組合員資格を有する者として、個人に加えて企業及び中小企業等投資事業有限責任組合であって定款に定めるもの（以下「特定組合員」という。）を追加する。

ロ 特定組合員の数は、総組合員数の4分の1を超えてはならない。

ハ 特定組合員は、総会の承認を得なければ、企業組合の行う事業の部類に属する事業を行ってはならない。

ニ (1)のハに違反した者について、総会の決議によって除名することができる。

(2) 企業組合制度の改善

- イ 企業組合の行う事業に従事しなければならない組合員の比率（従事比率）を現行の3分の2以上から2分の1以上に緩和する。
- ロ 企業組合の事業に従事者に占める組合員の比率（組合員比率）を現行の2分の1以上から3分の1以上に緩和する。

2 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正

- (1) 中小企業等投資事業有限責任組合の投資対象として、株式会社に対するもののみから、有限会社及び企業組合に対するものを加える。
- (2) 中小企業等投資事業有限責任組合の投資の範囲として、株式投資のみから中小企業が営む事業ごとの収益の分配を受けるための投資を加える。

3 新事業創出促進法の一部改正

(1) 株式会社の設立等の特例

- イ 新事業創出促進法第2条第2項第3号に掲げる創業者（2月以内に創業を行う具体的な計画を有する個人）に該当することにつき経済産業大臣の確認を受けた者が設立する株式会社で、その設立時の資本金が1,000万円未満のもの（以下「確認株式会社」という。）については、商法の最低資本金の規定は、その設立から5年間は適用しない。
- ロ 確認株式会社については、設立時及び新株発行時の払込取扱機関の払込保管証明義務等を免除する。

(2) 開示及び配当の規定の整備

- イ 確認株式会社は、定款、株式申込証の用紙及び登記に確認株式会社が(3)のロの事由により解散する旨を記載しなければならない。
- ロ 確認株式会社は経済産業大臣に、会社設立後直ちに商号等を記載した書面を、毎営業年度経過後3月以内に貸借対照表等を提出し、経済産業大臣は、これらの書類を公衆の縦覧に供しなければならない。
- ハ 確認株式会社は、純資産額から資本金に代えて1,000万円を控除して計算される額を限度に配当等を行うことができる。

(3) 組織変更及び解散の規定の整備

- イ 確認株式会社は、合名会社等へ組織変更することができる。
- ロ 確認株式会社は、資本金を1,000万円以上とする増資、組織変更に伴う登記の申請を行わずに設立から5年を経過した場合等には解散する。

(4) その他

有限会社を設立する場合についても同様の規定の整備を行う。

4 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第67号）と同一内容の附帯決議が行われている。

電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第70号）

【要旨】

本法律案は、原子力発電に係る安全の確保に関して重大な事案が発生したことに伴い、電気事業法において原子力発電に係る電気工作物の設置者に定期自主検査及び評価の結果の記録及び保存等を義務付けるほか、罰則の引上げ等の措置を講ずるとともに、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において罰則の引上げ等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 電気事業法の一部改正

(1) 定期自主検査

イ 特定電気工作物（発電用のボイラー、タービンその他の一定の電気工作物であって一定の圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原子炉及びその附属設備であって一定のものをいう。）の設置者は、定期に、当該特定電気工作物について自主検査（以下「定期自主検査」という。）を行い、その結果を記録・保存しなければならない。

ロ 定期自主検査においては、その特定電気工作物が電気事業法第39条第1項の技術基準に適合することを確認しなければならない。

ハ 特定電気工作物の設置者は、定期自主検査の際、原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物であって一定のものに関し、一定の期間が経過した後に技術基準に適合しなくなるおそれがある部分があると認めるときは、当該部分が技術基準に適合しなくなると見込まれる時期等について評価を行い、その結果を記録・保存しなければならない。

ニ 特定電気工作物の設置者は、定期自主検査の実施に係る体制（定期自主検査の実施に係る組織、検査の方法、工程管理等）について、一定の時期に、経済産業大臣等の審査を受けなければならない。

(2) 報告徴収

経済産業大臣は、原子力発電工作物の設置者から報告又は資料の提出をさせた場合において、保安の確保のため特に必要があると認めるときは、当該原子力発電工作物の保守点検を行った事業者に対しても、報告又は資料の提出をさせることができる。

(3) 原子力安全委員会への報告等

経済産業大臣は、毎年度、原子力発電工作物に係る認可、検査及び審査の前年度の実施状況について、原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、保安の確保のために必要な措置を講ずる。

(4) 罰則

原子力発電工作物の設置者に係る報告徴収、立入検査、原子力発電工作物の検査等に関し、罰金額の引上げ、懲役刑の併科、法人重課等を行う。

2 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正

(1) 報告徴収

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、製錬事業者等に報告させた場合

において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害を防止するため、特に必要があると認めるときは、原子炉施設等の保守点検を行った事業者に対し、必要な報告をさせることができる。

(2) 原子力安全委員会への報告等

文部科学大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣は、毎年度、原子力施設の保安規定、使用前検査等の認可及び検査の実施状況について、原子力安全委員会に報告し、必要があると認めるときは、その意見を聴いて、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は原子炉による災害の防止のために必要な措置を講ずる。

(3) 罰則

原子力関連事業者に係る報告徴収、立入検査、原子力関連施設の検査等に関し、罰金額の引上げ、法人重課等を行う。

3 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、経済産業大臣等が原子力安全委員会に行う報告の期間を毎年度から四半期ごとに短縮するとともに、その報告対象を拡大すること、製錬事業者等の従業者の申告先に原子力安全委員会を追加すること、「自主検査」を「事業者検査」に用語を改めること等の修正が行われた。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 原子力発電所における事業者の自主点検作業記録に係る不正や国の定期検査において偽装が行われていたことを踏まえ、原子力事業者に対して原子炉の安全性について行っている調査の結果を速やかに報告させるとともに、総点検結果を厳正に審査し、結果を公表すること。
- 2 今般の問題が、今後の我が国のエネルギーの安定供給及び京都議定書の目標達成に支障を及ぼさないよう、原子力エネルギーの位置付けを含め、エネルギー政策全般について検討を行うこと。また、自然エネルギーの開発・導入をさらに推進し、自然エネルギー利用の促進を図ること。
- 3 当委員会における議論及び参考人の意見等を踏まえ、原子力安全規制の信頼性を回復するため、原子力安全・保安院がより独立した役割を果たすよう、その在り方について検討すること。さらに、原子力安全・保安院と原子力安全委員会とのダブルチェック体制の強化の方策についてさらに検討すること。
- 4 事業者検査に係る審査結果に対する評定に当たっては、原子力事業者の事業者検査に係る社内体制や不正防止体制の確立状況について厳格に評定すること。また、その評定は、科学的合理性に基づき、原子力事業者にインセンティブを与えるなど、原子力事業者の自助努力を引き出すような方式とすること。
- 5 原子力安全・保安院は、規制機関としての信頼性をより一層高めるため、検査官の人員の充実、技術評価能力の向上に努めること。
- 6 維持基準の意義については、国民や原子力施設立地地域の住民の理解が得られるよう

十分に説明を行うこと。また、維持基準の作成に当たっては、作成過程の客観性、透明性を図り、最新の技術的知見を反映した国際的規格が合理的、迅速に活用されるような措置を講ずること。なお、民間基準を活用するに当たっては、国によるその承認・審査過程が柔軟性を欠いたものとならないよう留意するとともに、国の行う定期検査においてもこの活用に配慮すること。

- 7 事業者点検結果における故障、トラブルに関する報告の判断基準や保存されるべき記録については、設備・機器の安全上の重要度を考慮した上で、できるだけ明確・具体的に原子力事業者を示すとともに、それに基づき報告された内容については、国はその安全上の影響度を公平・適切に評価し、その結果を遅滞なく、これまで以上に明確に国民へのメッセージとして発信すること。また、報告の対象とならない軽微なトラブルについても、原子力事業者において情報を公開し、国がそれをより大きなトラブル防止に活用するよう努めること。
- 8 申告制度は、社会的な監視により国の原子力安全規制行政を補完する重要な制度であることにかんがみ、原子力事業者及び従業員に対し本制度の趣旨、申告手続について周知徹底を図ること。また、申告制度の運用については、原子力事業者のみならず、請負事業者及びその従業員からの申告についても、申告者のプライバシー保護を図り、円滑に情報提供が行われるように環境整備に努めること。
- 9 原子力発電所の安全確保においては、原子力施設立地地域の住民や地方公共団体との信頼関係が重要であることにかんがみ、国及び原子力事業者は、国民、原子力施設立地地域の住民及び地方公共団体に対し積極的に情報を公開して説明責任を果たし、原子力安全確保に対する透明性を確保すること。
- 10 将来の検査制度の在るべき姿として、原子力事業者の保安活動の適切性の確認に重点を置き、原子力事業者が常に改善努力を行わなければならない仕組みを作るために、検査制度全体を監査型体系に移行することを含め、検討を進めること。
右決議する。

独立行政法人原子力安全基盤機構法案（閣法第71号）

【要旨】

本法律案は、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図り、あわせて公益法人に対する国の関与についての改革を行うため、独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）を設立し、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 機構の目的

機構は、原子力施設及び原子炉施設に関する検査等を行うとともに、原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価等を行うことにより、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のための基盤の整備を図ることを目的とする。

2 資本金

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に出資することができる。機構は、政府の出資があったときは、その出資額を資本金とし、

又はその出資額により資本金を増加する。

3 役員

機構には、役員として、理事長及び監事2人を置き、理事3人以内を置くことができる。理事長の任期は4年とし、理事及び監事の任期は2年とする。

4 秘密保持義務

機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 役員及び職員の地位

機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

6 業務の範囲

機構は、次の業務を行う。

- (1) 原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務
- (2) 原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価
- (3) 原子力災害の予防、拡大の防止及び復旧に関する業務
- (4) エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究及び研修
- (5) エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供
- (6) (1)から(5)までの業務に附帯する業務
- (7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第68条第1項から第3項までの規定による立入検査、質問又は収去
- (8) 電気事業法第107条第1項から第3項までの規定による立入検査
- (9) その他、(1)から(8)までの業務の遂行に支障のない範囲内で、国の行政機関の求めに応じて原子力の安全の確保に関する業務を行うことができる。

7 区分経理

機構は、業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

8 特に必要がある場合の経済産業大臣の要求

経済産業大臣は、原子炉施設の安全な使用に支障を及ぼすおそれが生じた場合等において、エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保のため特に必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し必要な措置をとることを求めることができる。

9 主務大臣等

機構の主務大臣、主務省及び主務省令は、経済産業大臣、経済産業省、経済産業省令とする。

10 国家公務員共済組合法の適用に関する特例

機構の役員及び職員は、国家公務員共済組合法第2条第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。

11 施行期日

この法律は、一部を除き、平成15年4月1日から施行する。

【附帯決議】

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の業務については、経営の一層の合理化、効率化と経費の削減に努めること。
- 2 機構の役員及び職員については、原子力安全分野に造詣の深い適切な人材を起用するよう十分配慮するとともに、原子力施設の検査等の事務に従事する職員については、原子力安全規制の被規制者からの独立性・中立性の確保を図る観点から、原子力事業者等からの出向者を充てないようにすること。
- 3 機構の役員の報酬及び退職手当については、独立行政法人通則法の趣旨を踏まえ、機構及び役員の業務の実績を的確かつ厳格に反映させること。また、経済産業大臣は、機構の役員の報酬及び退職手当の水準を、国家公務員及び他の独立行政法人の役員と比較できる形でわかりやすく公表し、国民の理解を得るよう努めること。
- 4 機構が所期の成果を挙げるためには、的確で厳正な業績評価が重要である。このため、明確かつ具体的な中期目標や評価基準を設定することとし、また、公正で客観性のある厳格な評価を確保するよう、評価者の人事及び評価の方法には細心の配慮を払うこと。
右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（10件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会議決	本会議議決	委員会付託	委員会議決	本会議議決
1	知的財産基本法案	衆	14. 10. 18	14. 11. 15	14. 11. 26 可決 附帯	14. 11. 27 可決	14. 11. 1 経済産業	14. 11. 13 可決 附帯	14. 11. 14 可決
○14. 11. 15 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 1 衆本会議趣旨説明									
43	独立行政法人日本貿易振興機構法案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
44	情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
45	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
46	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
47	独立行政法人中小企業基盤整備機構法案	衆	10. 21	11. 20	12. 3 可決 附帯	12. 4 可決	11. 7 特殊法人	11. 18 可決 附帯	11. 19 可決
○14. 11. 20 参本会議趣旨説明									
67	中小企業信用保険法の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 11	11. 14 可決 附帯	11. 15 可決	10. 30 経済産業	11. 6 可決 附帯	11. 7 可決
68	中小企業等が行う新たな事業活動の促進のための中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案	衆	10. 25	11. 11	11. 14 可決 附帯	11. 15 可決	10. 30 経済産業	11. 6 可決 附帯	11. 7 可決
70	電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案	衆	11. 5	11. 29	12. 10 可決 附帯	12. 11 可決	11. 12 経済産業	11. 27 修正 附帯	11. 28 修正
○14. 11. 29 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 12 衆本会議趣旨説明									
71	独立行政法人原子力安全基盤整備機構法案	衆	11. 5	11. 29	12. 10 可決 付帯	12. 11 可決	11. 12 経済産業	11. 27 可決 附帯	11. 28 可決
○14. 11. 29 参本会議趣旨説明 ○14. 11. 12 衆本会議趣旨説明									

(注) 修正 修正議決 附帯 附帯決議

・本院議員提出法律案（1件）

番号	件名	提出者 (提出月日)	予備 送付	衆院 への 提出	参議院			衆議院		
					委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決
154 回 5	下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案	木保 佳丈君 外3名 (14. 3. 6)			14. 7.19	継続審査				